

2026年4月1日
愛知海運株式会社
名古屋市港区浜二丁目1番11号

通関業務基本料金の改定についてのお知らせ

通関業務の基本料金は、1995年の改定以来30年間に渡り改定することなく維持してまいりました。しかしながら、昨今の事業環境の変化に伴うコスト増は、自助努力のみでは吸収が困難な水準となっており、安定的かつ良質なサービスの提供を継続するため、通関業務基本料金の改定を実施させていただくことといたしました。

1) 改定年月日 2026年4月1日申告分より適用

2) 改定理由

①人件費の上昇

通関料の原価構成において大きな割合を占める人件費は、政府による賃上げ政策と深刻な労働力不足が同時に進行したことにより上昇の一途をたどり、事業継続に大きな影響を及ぼしております。

②通関件数の増加と通関業務従事者数の増員

この30年間で日本企業の国際化が大幅に進行しました。それに伴い通関件数も増加しております。これに対し円滑で迅速な通関業務を確保するために、通関業務の従事者の増員を進めてまいりました。

③通関業務の複雑化

EPA（経済連携協定）の拡充に伴う適用税率の選択や、国際情勢に起因する各法令に対する該否確認等が複雑化し、通関業務に要する工数が大幅に増加しております。

当社は引き続き、法令遵守と通関品質の向上を徹底し、お客様の国際物流の円滑化に貢献してまいります。健全な通関業務の事業継続とサービス・品質の維持のため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3) 本件に関するお問い合わせ先

愛知海運株式会社 名古屋支店通関課 TEL：052-651-3232

以上

通関業務基本料金表

2026年4月1日改訂

区分	項目		詳細	単位	改訂取扱 単価(枚)		
輸 出	輸出申告料 (積戻し申告含)	申告納税	大額	1枚	¥7,900	注1	
			少額	1枚	¥5,600	注2	
			別送品等	1件	¥5,530	注3	
輸 入 申 告 等	輸入申告料 (輸出取止再輸入含)	申告納税 (予備申告含む)	大額	1枚	¥14,800	注4	
			少額	1枚	¥10,800	注5	
		賦課課税	大額	1件	¥13,000	注6●	
			少額	1件	¥9,700	注7●	
			別送品等	1件	¥9,100	注8●	
	保税蔵置場蔵出・総合保税地域 総保入など (加工又は製造若しくは展示さ れたものを除く。)	大額	1枚	¥8,800	注9		
		少額	1枚	¥6,400	注10		
	告 等	保税蔵置場蔵入申請 (IS)			1件	¥8,800	注12
		保税工場移入申請 (IM)			1件	¥8,800	
		保税展示場蔵置等承認申請 (IG)			1件	¥8,800	
総合保税地域総保入申請 (IA)			1件	¥8,800			
輸入許可前貨物取引申請 (BP)			1件	¥6,400			
◎その他の申請料			1申請	実費	注13		
上記に係る追加申請手数料			1申請	実費			
そ の 他	外国貨物船(機)用品積込申告			1申請	¥6,400	注14●	
	外国貨物運送申告			1申請	¥6,400		
	◎その他の申告・申請又は届			1申請	¥4,000	注15●	
	諸申告又は許可承認書写作成			1申請	¥1,000	注16●	
割	増料				基本料金の 10割迄	注17	
割	引料					注18	
<p>【注1】 3欄迄1枚以降5欄毎に追加 【注2】 カルネ通関含む 【注3】 大額の7割</p> <p>【注4】 2欄迄1枚以降4欄毎に追加 【注5】 船積前の輸出取止再輸入含</p> <p>【注6】 不用船(機)用品20万円超の場合 【注7】 カルネ通関含む 【注8】 大額の7割</p> <p>【注9】 ISW等(大額) 【注10】 ISW等(少額) 【注11】 大額の7割</p> <p>【注12】 大額/少額</p> <p>【注13】 実費の請求：収入印紙代、輸出入申告に係る内容点検・税関検査の為の開墾・運搬などに係る労務・運送料、遠隔地業務に要する交通費・通信費。その他、依頼者の都合により発生した業務に係る費用。</p> <p>【注14】 大額/少額</p> <p>【注15】 輸出入の許可後訂正、見本持出許可申請、減却承認申請、他所蔵置申請、自動車通関証明発給申請、臨時開庁申請、本船扱申請等を含む(一部●)</p> <p>【注16】 1件分</p> <p>【注17】 上記に掲げる各種手続きに要した事務量から見て割増料を請求すべき 相当の理由があるとき ・申告・申請すべき品目が多く、統計品目表細分番号の所属区分の決定、及び当該所属区分毎の数量 ・価格の計算等に特別の手法を要したとき・戻し税手続のために特別の手法を要したとき・税関の検査・分析等の関係で特別の手法を要したとき</p> <p>【注18】 ※取引状況等に応じて通関業務の基本料金の一部を割り引きする場合があります。</p> <p>備考欄の●=マニュアル申告書類、もしくは証明書の原本を関係官署への持ち込みが必要な案件。</p>							

通関業者：

